

(ポイント)

●カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は11日、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、既に実施されている行動規制 (Prohibitory Order) を15日間延長することを発表しました。

●本行動規制は5月13日から5月27日までとなります。主な変更点は、食料品店、生活必需品店、スーパーマーケット、デパートメントストアの営業時間は緩和され、午前10時までになったこと、結婚式やその他の集まりについては厳格化され、自宅でも10人に制限することが追加されたとのこと。

新型コロナウイルス感染拡大を受けてのカトマンズ盆地内3郡における行動規制の延長について

1 カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は11日、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、既に実施されている行動規制 (Prohibitory Order) を15日間延長することを発表しました。

2 本行動規制は5月13日から5月27日までとなります。主な変更点は、食料品店、生活必需品店、スーパーマーケット、デパートメントストアの営業時間は緩和され、午前10時までになったこと、結婚式やその他の集まりについては厳格化され、自宅でも10人に制限することが追加されたとのこと。

過去の行動規制に関する領事メールは以下のとおりです。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100185469.pdf>

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100184676.pdf>

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100182293.pdf>

3 当地に滞在している邦人の皆さまにおかれましては、やむを得ず外出する場合には、引き続き、適切なソーシャル・ディスタンス (2m以上) を取り、3密 (密閉・密集・密接) を避け、マスクの着用・手指消毒を行う等、各自十分な感染対策をしていただき、感染状況に関する報道等の情報をご確認ください。現在流行しているウイルスは変異株の可能性が高く、以前と比較して、若年者も感染しやすくかつ短期間で重症化しやすい特徴があります。入院可能な病床数も非常に逼迫している状況となっており、各自感染防御に十分つとめていただくようお願いいたします。

4 同様に、ネパール77郡のうち63郡の地域において行動規制が実施されているとの情報があることから併せて注意をお願いします。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 : 977-98510-43741、977-98510-20405

(2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。)

通常の大使館代表電話 : 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。